

(仮称)流山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例(案)【概要】

条文	事項	概要	従う／参酌
第1章 総則			
第1条	趣旨	・児童福祉法に基づき家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(最低基準)を定める	—
第2条	定義	・用語の定義	—
第3条	最低基準の目的	・利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する	—
第4条	最低基準の向上	①家庭的保育事業者等に対し、最適基準を超えて、その設備及び運営を向上させるよう勧告することができる ②市は、最低基準を向上させるように努める	—
第5条	最低基準と家庭的保育事業所等	①最低基準を超えて、常にその設備及び運営を向上させなければならない ②最低基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならない	—
第6条	家庭的保育事業者等の一般原則	・家庭的保育事業者等の一般原則	参酌
第7条	保育所等との連携	・家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業者を除く)利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な保育が継続的に提供されるよう、連携施設を確保しなければならない	従う
第8条	家庭的保育事業者等と非常災害	①軽便消火器等の非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない ②避難及び消火に対する訓練は、毎月1回は行わなければならない	参酌
第9条	家庭的保育事業所等の職員の一般的要件	・職員は、健全な心身を有し、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない	参酌
第10条	家庭的保育事業所等の職員の知識及び技能の向上等	①職員は、常に自己研鑽に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない ②職員の資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない	参酌
第11条	他の社会福祉施設と併置するときの設備及び職員の基準	・他の社会福祉施設を併せて設置するときは、当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる ・ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない	参酌 ※ただし書(保育に直接従事する職員に係る部分)は従う

第12条	利用乳幼児を平等に取り扱う原則	・利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない	従う
第13条	虐待等の禁止	・職員は、利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない	従う
第14条	懲戒に係る権限の濫用禁止	・懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない	従う
第15条	衛生管理等	①設備、食器等、飲用水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じなければならない ②家庭的保育事業所等で感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない ③家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備え、それらの管理を適正に行わなければならない	参酌
第16条	食事	①利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法により行わなければならない。 ②利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用者の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない ③食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない	従う
第17条	食事の提供の特例	①要件を満たす家庭的保育事業者等は、食事の提供について、搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる この場合、家庭的保育事業所等で行うことが必要な調理のための加熱、保存等の機能を有する設備を備えなければならない ②搬入施設は次のいずれかの施設とする (1)連携施設 (2)当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等	従う
第18条	利用乳幼児及び職員の健康診断	①利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、1年に2回以上の定期健康診断及び臨時の健康診断を行わなければならない ②児童相談所等における乳幼児の入所前の健康診断が行われた場合で、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる ④職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない	参酌
第19条	家庭的保育事業所等内部の規程	・事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない	参酌
第20条	家庭的保育事業所等に備える帳簿	・職員、財産、収支、利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない	参酌

第21条	秘密保持等	①職員は、正当な理由がなく、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない ②職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない	従う
第22条	苦情への対応	①行った保育に関する苦情に対応するために、苦情受付窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない ②行った保育に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない	参酌
第2章 家庭的保育事業			
第23条	設備の基準	・家庭的保育事業は次の要件を満たし、市長が適当と認める場所において実施するものとする (1)乳幼児の保育を行う専用の部屋を設ける (2)専用の部屋の面積は、9.9平方メートル(3人を超える人数の1人につき3.3㎡を加えた面積)以上 (3)保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有する (4)衛生的な調理設備及び便所を設ける (5)同一の敷地内に屋外の遊戯等に適した広さの庭(付近にあるこれに代わるべき場所を含む)がある (6)庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき、3.3㎡以上 (7)火災報知器及び消火器を設置するとともに、消火訓練及び避難訓練を定期的実施する	参酌 ※第4号(調理設備に係る部分)従う
第24条	職員	①家庭的保育事業所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる) ②家庭的保育者は、市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上と市長が認める者で、次のいずれにも該当する者 (1)保育を行っている乳幼児の保育に専念できる者 (2)法第18条の5各号(保育士となることができない者)及び法第34条の20第1項第4号(児童虐待を行った者等)のいずれにも該当しない者 ③家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う
第25条	保育時間	・保育時間は、1日8時間を原則とし、保護者の就労時間等を考慮して、家庭的保育事業者が定める	参酌
第26条	保育の内容	・家庭的保育事業者は、保育所保育指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育を提供しなければならない	従う
第27条	保護者との連絡	・保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない	参酌
第3章 小規模保育事業			

第1節 通則			
第28条	小規模保育事業の区分	小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型、小規模保育事業C型とする	従う
第2節 小規模保育事業A型			
第29条	設備の基準	・小規模保育事業所A型の設備の基準は次のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備、便所を設ける (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (4)満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設ける (5)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (7)乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」)を2階に設ける建物、保育室等を3階以上に設ける建物は、それぞれ必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第4号 (調理設備に係る部分)従う
第30条	職員	①小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる) ②保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上 (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第31条	準用	・25～27条の規定は小規模保育事業A型について準用する	25～27条と同様
第3節 小規模保育事業B型			
第32条	職員	①小規模保育事業所B型には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者(以下「保育従事者」)、嘱託医、調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる) ②保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分に応じ、定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満3歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う

第33条	準用	・25～27条、29条の規定は小規模保育事業B型について準用する	25～27、29条と同様
第4節 小規模保育事業C型			
第34条	設備の基準	・小規模保育事業所C型の設備の基準は次のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる場合、乳児室又はほふく室、調理設備、便所を設ける (2)乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上 (3)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (4)満2歳以上の幼児を利用させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備、便所を設ける (5)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上、屋外遊戯場の面積は、幼児1人につき3.3㎡以上 (6)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (7)保育室等を2階以上に設ける建物は、必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第4号（調理設備に係る部分）従う
第35条	職員	①小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は調理員を置かないことができる） ②家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は、3人以下 家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下	従う
第36条	利用定員	・小規模保育事業C型の利用定員は、6人以上10人以下	従う
第37条	準用	・25条～27条の規定は小規模保育事業C型について準用する	25～27条と同様
第4章 居宅訪問型保育事業			
第38条	居宅訪問型保育事業	・居宅訪問型保育事業者は次に掲げる保育を提供する (1)障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育 (2)子ども・子育て支援法の規定による便宜の提供に対応するために行う保育（利用定員の減少、確認の辞退を届けた場合、引き続き保育を希望する者への調整・便宜） (3)法に規定する措置に対応するために行う保育（市による支援等を受けても、保育を受けることが困難な場合の入所措置） (4)母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと市が認める乳幼児に対する保育	従う
第39条	設備及び備品	・居宅訪問型保育を行う事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない	参酌
第40条	職員	・家庭的保育者1人が保育できる乳幼児の数は1人	従う

第41条	居宅訪問型保育連携施設	・障害・疾病等の乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所支援施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない	従う
第42条	準用	・25条～27条の規定は居宅訪問型保育事業について準用する	25～27条と同様
第5章 事業所内保育事業			
第43条	利用定員	・利用定員の区分に応じ、事業所従業員以外の地域の乳幼児定員枠を設けなければならない	参酌
第44条	設備の基準	①利用定員が20人以上の事業所内保育事業所（以下「保育所型事業所内保育事業所」）の設備の基準は以下のとおり (1)乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる場合、乳児室又はほふく室、医務室、調理室、便所を設ける (2)乳児室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき1.65㎡以上 (3)ほふく室の面積は、乳児又は満2歳に満たない幼児1人につき3.3㎡以上 (4)乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備える (5)満2歳以上の幼児を入所させる場合、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所を設ける (6)保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の幼児1人につき1.98㎡以上、屋外遊技場の面積は1人につき3.3㎡以上 (7)保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備える (8)保育室等を2階に設ける建物、保育室等を3階以上に設ける建物は、それぞれ必要な要件に該当するものであること	参酌 ※第1号、第5号（調理室に係る部分）従う
第45条	職員	①保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医、調理員を置かなければならない（調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる） ②保育士の数は、次に掲げる区分に応じ、定める数の合計数以上（ただし、事業所一につき2人を下回ることは不可） (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第46条	連携施設に関する特例	・保育所型事業所内保育の事業者は、連携施設の確保にあたり、集団保育を体験させる機会の設定、代替保育の提供等に係る連携協力を求めることを要しない	従う
第47条	準用	・25条～27条の規定は保育所型保育事業所内保育事業について準用する	25～27条と同様

第48条	職員	①利用定員19人以下の事業所型保育事業所(以下「小規模型事業所内保育事業所」)には、保育士その他保育に従事する職員として市長が行う研修を修了した者(以下「保育従事者」)、嘱託医、調理員を置かなければならない(調理業務の全部を委託する場合、搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる) ②保育従事者の数は、次の各号に掲げる区分に応じ定める数の合計数に1を加えた数以上とし、半数以上は保育士とする (1)乳児 おおむね3人につき1人 (2)満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人 (3)満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人 (4)満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人 ③当該事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる	従う
第49条	準用	・25条～27条、29条の規定は小規模型保育事業所内保育事業について準用する	25～27、29条と同様
第6章 雑則			
第50条	委任	・このほか、この条例の施行に必要な事項は規則で定める	—
附則			
第1条	施行期日	・子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行する	—
第2条	食事の提供の経過措置	・食事の提供の経過措置について	従う
第3条	連携施設の経過措置	・連携施設の経過措置について	従う
第4条	小規模保育事業B型に関する経過措置	・小規模保育事業B型に関する経過措置について	従う
第5条	利用定員に関する経過措置	・利用定員に関する経過措置について	従う